

## 動物実験計画の申請及び実施結果の報告要領

動物実験規程第7条第7項に関する事項を以下のように定める。

### 申請方法の概要

実験動物を用いた動物実験等を実施するには、計画初年度に動物実験計画書を提出して学長承認を受けなければならない。また、2年目以降は、定められた期間内に動物実験実施報告書を提出して予め継続実施の適否確認を受け、実験計画を終了若しくは中止した時においても、速やかに動物実験実施報告書を提出しなければならない。動物実験計画書および動物実験実施報告書の提出は、Web申請・審査システム(以下、「レビサポ」と称する。)により、必要事項の申告と合わせて行うこと。魚類・両生類を用いた動物実験についても同様とする。

継続実施の適否確認に係る動物実験実施報告書の受付開始は3月1日とする。また、3月1日以降に承認された新規計画についても次年度計画として扱う。

申請内容に不備がある時は、動物担当窓口 [animal@adm.kanazawa-u.ac.jp](mailto:animal@adm.kanazawa-u.ac.jp) より実験責任者および実験担当者に通知するので、速やかに対応すること。なお、各通知後2週間を過ぎても再提出されない場合は、当該申請に係る計画は非承認とする。また、レビサポによる申請事項は、担当部局にも連絡される。

### レビサポ申請

レビサポのURL(学内専用) <https://revisp.adm.kanazawa-u.ac.jp/index.php>

**動物実験計画書** ※動物実験基礎講習を受講した者のみ申請可能。

1. **アクセス権限** 他の研究者等と計画書を共有したい場合には、ユーザ検索より氏名を選択し、アクセス権限を付与する。動物実験責任者には必ず送信権限を付与すること。アクセス権限が付与された者には差戻し及び承認通知が通知される。

(閲覧権限)計画書を閲覧可能であるが、書き込みは不可。

(書き込み権限)計画書に書き込み可能だが、送信不可。

(送信権限)計画書のすべての権限を有する。

2. **実験課題** 簡潔かつ実験の内容が具体的に表されるような表現を用いること。

3. **実験目的** 研究背景や実験の意義、予想される成果等が具体的に分かるよう明確に記入すること。

4. **実験責任者** 教員又は常勤職員(技術職員等)のみ。医員を含む非常勤職員・大学院生は不可とする。ユーザ検索より選択し、メールアドレス及び連絡先電話番号を記入すること。

**※動物実験責任者の申請資格について** 動物実験責任者は、当該動物実験計画に係る業務を統括する者であ

り、動物実験実施者の中から、動物実験を統括する資格を有すると認められる者(教員または常勤職員)を選出する。主たる動物実験実施者に申請資格がない場合は、指導教員等を責任者としてもよい。尚、平成19年4月以降の動物実験基礎講習受講歴を申請資格要件とする。

5. **実験実施者(飼養者(補助者を含む))** ユーザ検索より選択する。ただし、所定の教育訓練を終えていることを要件とし、未受講者は受講後に変更申請により実験者に加えるものとする。なお、承認後に動物実験実施者の追加/削除を申告する場合においても、変更申請を行うこと。
6. **動物実験実施者(学外研究協力員用)** 氏名・フリガナ・所属名・職名・教育訓練の受講状況を入力する。ただし、所定の教育訓練を終えていることを要件とする。
7. **本申請に係る問い合わせ先** 問い合わせ先が実験責任者以外の場合は、ユーザ検索より選択し、メールアドレス及び連絡先電話番号を記載する。
8. **実験実施期間** 計画の実施に要する実験予定期間は5年を超えない年度末とし、変更申請する場合においても、承認済計画の実験開始から起算するものとする(通算して5年以内)。
9. **飼養保管施設** 利用する全ての施設を「施設選択」より選択する。概要欄には複数の飼養保管施設を使用する場合は、主な用途の別など記入すること。全学共用施設を選択する場合は、施設名を選択し、「階」については、「全体」を選択すること。
10. **飼養保管施設外実験室** 利用する全ての実験室を「実験室選択」より選択する。概要欄には複数の実験室を使用する場合は、主な用途の別など記入すること。
11. **使用動物** ☐哺乳類・鳥類・爬虫類及び☐魚類・両生類から該当する項目を選択する。  
  
「動物種」プルダウンリストより動物種を選択する。鳥類・爬虫類については、「その他」を選択し、動物種を記載する。複数種の実験を行う場合は、動物種を追加する。  
「導入元」プルダウンリストより導入元を選択する。研究機関等からの譲り受けについては、「その他」を選択し、研究機関等名を記入する。  
「微生物学的品質」プルダウンリストより微生物学的品質を選択し、該当項目がない場合は、「その他」を選択し記載する。自家繁殖については、「その他」に分類する。  
「総匹数」実験方法欄に記載した実験に供する動物の総匹数を単記し、実験に供する動物を生産するために維持および交配に使用する動物等、実験に供しない動物は総匹数に含めないこと。
12. **動物種の系統** 使用する動物の系統名を遺伝背景や変異/改変遺伝子がわかる名称にて列記する。
13. **実験方法** 動物に対する処置を、倫理的配慮(疼痛緩和措置や安楽死処置を含む)や動物に与える侵襲の程度、実験のエンドポイントが分かるように時系列に従い記入するとともに、実験群の設定を具体的に記載するなど、匹数算定にあたっての根拠となる事由を明確にすること。  
  
※実験内容を変更する場合は、実施済みの実験内容は消さずに、承認済み申請内容を修正・追記すること。
14. **特殊実験の区分** 該当する項目を全て選択し、必要な手続きに遺漏がないか確認すること。飼養保管施設および実験室における実施の可否は、直接、当該施設等の管理者に確認すること。  
「感染実験」を行う場合は、微生物等安全管理委員会に提出した書類の写しを添付すること。  
「遺伝子組換え実験」を行う場合は、遺伝子組み換え実験計画申請書を添付すること。

「麻薬・覚せい剤を使用」する実験」の場合は、麻薬研究者/覚せい剤研究者氏名と免許証/指定証番号を記載すること。

「化学発癌・重金属実験」を行う場合は、概要欄に薬剤の名称を記入すること。また、有害物質を投与する実験や物理的・化学的に危険を伴う実験については、特記事項に自身や第三者に対する曝露防止、汚染材料の事後処理方法など、安全確保のための対策を記入すること。

「ヒト由来材料使用」する実験を行う場合は、医学倫理承認番号を記載すること。手続中のものについては、「手続中」とすること。

15. 動物実験の種類 該当項目を選択する。

16. 動物実験を必要とする理由 該当項目を選択する。

17. 痛みのカテゴリー 別表1の分類に従い、想定される痛みの最も大きいものを一つ選択すること。  
カテゴリーEが想定される場合は、実験内容欄の該当実験にその実験が必要な理由を付記すること。

18. 動物の苦痛軽減、排除の方法 該当する項目を全て選択する。

※麻酔薬・鎮痛薬等を使用する場合は、薬物名・投与量・経路を記入すること。

※人道的エンドポイントの設定 致死処置を行った場合など、苦痛度の高い実験を実施する場合は、人道的エンドポイントの設定について該当する項目を選択すること。該当する項目がない場合は「その他」に記載すること。

19. 安楽死の方法 該当する項目を選択し、安楽死処置の方法を適用する状況が分かるよう具体的に、薬物使用の場合は薬物名と投与経路・量を記入し、安楽死処置を行わない場合はその理由を記入すること。

20. 特記事項 特殊実験を行う場合の安全対策について記入する。

有害物質を投与する実験や物理的・化学的に危険を伴う実験については、自身や第三者に対する曝露防止など、安全確保のための対策を記入すること。ヒト由来材料を用いる場合は、当該材料を取り扱うことによる感染事故の危険性に対する安全対策について記載すること。

#### 実施上の注意事項

- ・ 感染実験については、実施予定施設の管理者に使用の可否を確認すること。
- ・ ヒト材料を扱う動物実験や有害物質を投与する動物実験については、感染性・危険性の有無に関わらず実施施設へ事前申告するとともに、飼育ケージにヒト材料・有害物質を使用している旨を掲示すること。
- ・ 他の委員会等へ同時に手続きする場合の動物実験計画の承認は、承認書記載の承認日によらず、当該手続の完了をもって発効するので注意すること。

#### 動物実験実施報告書

動物実験計画を2年目以降も継続して実施する場合、又は、計画最終年度末あるいは計画を中止した場合には、動物実験報告書を提出する。4月末日を申請期限とし、報告書が承認されていない計画の承認は同日をもって失効する。ただし実験実施状況等により予定した最終年度を超えて実験を継続する場合は、5年を経過したものを除き、動物実験計画書変更申請にて実験実施期間を変更することにより実験を継続することができる。

実験責任者が転出する場合は、動物実験実施報告書を提出するか動物実験計画書変更申請により責任者を変更する、又は、本申請に係る問い合わせ先に計画の実施状況を把握する者を記載するなど、提出後の内容確認ができるようにし、手続が滞らないようにすること。なお、申請期限(再提出を求められた場合においては通知か

ら2週間)までに実施報告書が提出されない場合は、理事(研究担当)から部局長へ提出遅滞者について通知する。部局長から実験責任者へ提出について指導があった後も提出がない場合は、実験責任者の申請資格を停止するものとし、当該実験責任者は、本学動物実験基礎講習を再度受講するまで、新たな動物実験計画を申請することはできない。なお、5月以降にあっては実施報告書が承認されていない場合は、次年度の新規実験計画書は受理しないので注意すること。また、実験責任者が既に転出し、計画の実施状況を把握する者が在籍していない等、動物実験実施報告書を提出することが困難な状況にある場合は、実験責任者の在籍した研究室の主宰者は、速やかに動物実験計画現況報告書(様式15)を提出すること。

「**実験を継続する場合**」は、実験の結果、使用動物匹数(当該年度に使用した匹数)、自己点検項目を記載する。

「**計画最終年度末あるいは計画を中止した場合**」は、実験の結果、使用動物匹数(当該年度に使用した匹数)、成果、自己点検項目を記載する。

※**成果**は、主として当初計画書の実験目的で挙げた予想される成果に対する評価とその根拠など、具体的な結果の概要を記載するものとする。単に掲載論文を提示するのみでは不十分なので注意すること。

※**自己点検項目**については、過去一年間における動物実験の実施状況について点検し、その結果を記入すること

## 動物実験承認証明書

様式7(動物実験計画承認証明交付請求書) 論文投稿や研究費補助金の申請等で動物実験計画承認証明書が必要な場合は、様式7に必要事項を記入し、承認済計画の内容と比較できる書類の写しを添えて研究推進部研究支援課動物実験担当(email:animal@adm.kanazawa-u.ac.jp)に提出すること。

## 動物実験計画現況報告書

動物実験実施報告書を提出することが困難な状況にあっては、実験責任者の在籍した研究室の主宰者が継続実施の予定を含めた動物実験計画の現況を報告すること。但し、研究室主宰者が実験責任者に代わって計画の実施状況を報告することを容認するための様式ではないので、実験責任者または実験実施者が在籍している場合は、動物実験実施報告書を速やかに提出すること。研究室主宰者は、実験責任者が手続を怠り、本様式により報告する状況に至らないよう、厳に指導しなければならない。

(別表1)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>脊椎動物を用いた実験の苦痛を基準にした分類</b><br><br>以下の分類は、動物が導入され、最終的に動物が死亡するまでの、すべての期間に渡って動物が受けるストレスや痛みを基準として作成されたものである。実験計画立案に際しては、動物に与える苦痛を判断するとともに、苦痛のカテゴリーができるだけ低くなるよう努めなければならない。                                                                                                                                                                                                           |
| <b>【カテゴリーB】</b><br><br><b>動物に対してほとんど、あるいはまったく不快感を与えない実験操作(麻酔等の疼痛緩和措置の不要なもの)</b><br>(処置例)<br>実験の目的のために動物をつかんで保定すること;動物の体を検査すること;短時間(2～3時間)の絶食絶水;通常の麻酔薬注射と同程度の痛みで処置後に痛みがほとんど残らない処置、例えば、あまり有害でない物質の注射や少量の部分採血など;急速に意識を消失させる標準的な安楽死処置法、例えば、大量の麻酔薬の投与や炭酸ガスの吸入など                                                                                                                        |
| <b>【カテゴリーC】</b><br><br><b>動物に対して軽微なストレスあるいは痛み(短時間持続する痛み)を伴う実験、および、疼痛緩和措置により、ほとんど苦痛が排除される実験</b><br>(処置例)<br>短時間ではあるが、カテゴリーBの観察や検査時を上回る拘束(意識ある動物にストレスを伴う拘束を行なう行動学的実験等);短期間ではあるが、自然状態では通常みられない過度の絶食・絶水;致死量以下の薬物や化学物質への暴露、例えば動物の様子、生理値(呼吸数、心拍数、排泄量等)、群れの中での行動に激しい変化をきたさない処置;麻酔下における外科的処置で覚醒させないもの、あるいは覚醒後も多少の不快感を伴うもの、例えば麻酔下で血管を露出させ、カテーテルを長時間挿入する等;苦痛を伴うが、それから逃れられる刺激                |
| <b>【カテゴリーD】</b><br><br><b>疼痛緩和措置の有無に関わらず、動物に対して中程度～重度のストレスあるいは痛みを伴う実験</b><br>(処置例)<br>麻酔下における外科的処置で、覚醒後に著しい不快感を伴うもの;長時間(数時間あるいはそれ以上)にわたって動物の身体を保定(拘束)すること;行動学的実験において長時間にわたるストレスを加えること;痛みを伴う解剖学的あるいは生理学的異常を生じる処置、例えば生理機能を損なう程に薬物や化学物質を与えること、放射線急性障害をひきおこすこと;苦痛を伴う刺激を与える実験で、動物がその刺激から逃れられない場合;フロイントの完全アジュバントを用いた免疫;攻撃的な行動をとらせ、自分自身あるいは同種他個体を損傷させること;重篤な疾患を自然発症するモデル動物を発症に至るまで飼育すること |
| <b>【カテゴリーE】</b><br><br><b>麻酔していない意識ある動物に耐えることのできる最大に近い痛み、あるいはそれ以上の痛みを与えるような実験</b><br>(処置例)<br>無麻酔あるいは筋弛緩剤や麻痺性薬剤による非動化のみで重度の疼痛を伴う外科処置や重度の火傷・外傷等をおわせること;避けることのできない激しい苦痛やストレス、ショックを与えること、例えば、毒性試験において、動物が耐えることのできる最大に近い痛みを与えること、つまり動物が激しい苦悶の表情を示す場合;著しい生理学的異常あるいは死を生じる恐れのある化学物質等を投与すること、例えば動物の死をエンドポイントとする毒性実験や発癌・腫瘍移植実験(人道的エンドポイントを設定しない場合);安楽死処置法によらずに動物を殺すこと                      |